

札幌市地域自立支援協議会 相談支援部会規約

第1条（名称）

本会は、「札幌市地域自立支援協議会相談支援部会」と称する。

第2条（目的）

本会は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の中の相談支援に係る専門組織として、「障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」（札幌市障がい者相談支援事業実施要綱）の推進、その他相談支援事業の推進に資することを目的とする。

第3条（構成員）

本会は、札幌市障がい者相談支援事業を実施する機関により構成する。

第4条（オブザーバー）

本会の構成員の総意により、関係機関等をオブザーバーとして部会に加えることができる。

第5条（部会長）

本会に部会長を置き、定例会の互選によって定める。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

第6条（副部会長）

本会に副部会長を置き、定例会の互選によって定める。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

第7条（活動）

本会は、本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）障がい当事者の権利擁護、地域支援体制の推進に関する活動
- （2）障がい当事者、関係機関、一般市民等への相談支援事業の周知に関する活動
- （3）相談支援事業実施機関及び関係機関の連携強化に関する活動
- （4）相談支援事業実施機関及び従事する職員の資質向上に関する活動
- （5）相談支援に関する施策等の提言
- （6）その他、目的達成に必要な活動

第8条（会議等）

本会の活動を推進するために、次の会議等を置く。

- （1）全体会
相談支援事業実施機関、従事する職員が一同に会し、必要な情報交換等を行う。
- （2）定例会
相談支援事業実施機関実務者が一同に会し、本会の活動に必要な協議及び決定を行う。
- （3）管理者会議
法人の事業運営に携わる職員が出席し、札幌市等からの提案をもとに人員配置や運営費等の協議を行う。
- （4）プロジェクトチーム
定例会で確認されたテーマごとに、その都度編成し必要な事業にあたる。
- （5）エリア会議
市内を4つのエリアに分け、エリア毎に会議を設け、本会の活動に必要な協議を行う。
エリアは、東区・北区エリア、中央区・西区・手稲エリア、白石区・厚別区・清田区エリア、南区・豊平区エリアとする。
各エリア会議に代表を置き、各エリア会議の互選によって定める。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。
- （6）事務局会議
部会長、副部会長、各エリア会議の代表、事務局、札幌市障がい福祉課で構成し、決められた事業の推進及び全体の調整にあたる。

第9条（事務局）

本会の活動を円滑に行なうため、事務局を置くものとする。

（1）札幌市基幹相談支援センターへ事務局機能を置くものとする。

（2）事務局は諸会議の連絡、報告、調整、その他本会に必要な庶務を行う。

附 則 この規約は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年4月22日から施行する。

附 則 この規約は、平成24年4月17日から施行する。

附 則 この規約は、平成26年6月11日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年6月28日から施行する。